# 北海道建設アスベスト訴訟札幌地裁判決要旨

2017年2月14日

# 判決要旨

【事件番号等】平成23年(ワ)第1238号(第1事件), 同第3333号(第2事件), 平成24年(ワ)第1208号(第 3事件), 平成25年(ワ)第2371号(第4事件), 平成26 年(ワ)第1822号(第5事件) 損害賠償請求事件 【当事者】別紙当事者目録(簡易版[省略])

記載のとおり

原告33名(建築作業従事者12名, 建築作業従事者13名の相続人21名) 被告42名(国,企業41社)

【裁判体】札幌地方裁判所民事第1部合議係 内野俊夫(裁判長),金洪周,北島陸大 【言渡日時等】平成29年2月14日 午後1時10分805号法廷

## 【主文】

- (請求額合計 9億6250万円 別紙請求額等一 覧表「省略]参照)
- (認容額合計 被告国:1億7600万円 被告企業ら:請求棄却)
- 1 被告国は、別紙認容額等一覧表 [省略-29名]の「原告」欄記載の各原告に対し、同一覧表の当該各原告に係る「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する当該各原告に係る「遅延損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 別紙認容額等一覧表の「原告」欄記載の各 原告の被告国に対するその余の請求をいずれ も棄却する。
- 3 別紙棄却原告等一覧表 [省略-4名]の「原告」欄記載の各原告の被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 4 原告らの被告国以外の被告らに対する請求 をいずれも棄却する。

- 5 訴訟費用の負担は次のとおりとする。
- (1) 別紙認容額等一覧表の「原告」欄記載の各原告と被告国との間に生じた訴訟費用は、これを5分し、その4を当該各原告の負担とし、その余を被告国の負担とする。
- (2) 別紙棄却原告等一覧表の「原告」欄記載の 各原告と被告固との聞に生じた訴訟費用は,当 該各原告の負担とする。
- (3) 原告らと被告国以外の被告らとの聞に生じた訴訟費用は原告らの負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び前項に限り、仮に執行 することができる。

## 【事実及び理由の要旨】

当事者用:[本紙43]頁以下 記者用:[本紙47]頁以下

# 【事実及び理由の要旨(当事者用)】

## 1 被告国の責任

(1) 石綿曝露を原因とする石綿肺に関する我が 国の医学的知見は、労働衛生試験研究の昭和 32年度報告が公表された昭和33年に確立し、石 綿曝露を原因とする肺がん及び中皮腫に関す る我が国の医学的知見は、遅くとも、瀬良論文及 び松下・河合論文が公表され(いずれも昭和46 年)、かつ、IARC報告及びIARC論文も公表され た昭和48年までには確立した。被告国は、それら の時期において、当該各医学的知見を容易に認 識し得るに至った。また、昭和40年代以降の我 が国の建築現場における石綿曝露の実態は、こ れを客観的に見れば、多くの建築作業従事者に 石綿肺、肺がん又は中皮腫を発症させる程度に 深刻な状況であった。

もっとも、上記各医学的知見が確立した当時 の医学的な調査研究は、主に石綿鉱山又は石 綿工場における石綿曝露に関するものであっ た。また、瀬良論文等の調査研究は、建築現場に

# 建設アスベスト訴訟札幌地裁判決

おける石綿吹付作業を行う建築作業従事者の 石綿曝露に関するものであった。当時. 建築現 場における石綿吹付作業以外の作業を行う建 築作業従事者(本件被災者ら)に関する石綿曝 露の実態調査や石綿関連疾患の症例報告等 はほとんどなかった。そのため、被告国は、上記各 医学的知見を容易に認識し得るに至った当時. 石綿吹付作業以外の作業を行う建築作業従事 者に関する石綿曝露の実態が上記のように深 刻な状況であることを容易に認識し得なかった。 被告国は. 労働省専門家報告が労働基準局長 に提出され(昭和53年),かつ、AIA勧告も公表さ れた昭和54年に、石綿吹付作業以外の作業を 行う建築作業従事者のうち、次の①から⑤まで の作業(石綿曝露建築作業),すなわち、①石綿 含有建材の切断,穿孔,研ま等の作業,②石綿含 有建材を塗布し、注入し、又は貼り付けた物の破 砕. 解体等の作業. ③粉状の石綿含有建材を容 器に入れ、又は容器から取り出す作業、④粉状の 石綿含有建材を混合する作業. ⑤石綿含有建 材の切断等の作業により発散した石綿粉じんの 掃除の作業を行う建築作業従事者に関する石 綿曝露の実態が上記のように深刻な状況である ことを容易に認識し得るに至った。

(2) したがって、被告国は、昭和54年以降、労働 安全衛生法その他の労働関係法令に基づき. i 防じんマスクに関する規制措置として. 建築作 業従事者を雇用する事業者に対し、罰則を伴う 法令上の義務として、石綿曝露建築作業を行う 建築作業従事者に防じんマスクを使用させる義 務を課し、かつ、ii 警告表示及び現場掲示に関 する規制措置として.警告表示及び現場掲示の 具体的な内容は、石綿含有建材に由来する石 綿粉じんが肺がんや中皮腫等の重篤な疾病を 引き起こし得るものであること及びそれを防ぐた めには石綿曝露建築作業を行う建築作業従事 者は必ず防じんマスクを使用する必要があるこ とを被表示者において具体的に理解可能なもの とすべきであることを、通達等によって示さなけれ ばならなかった。

もっとも、被告国が上記 i 及び ii の規制措置を

講ずるためには、省令の改正や通達の発出等を 要するから、それには一定の期間を要する。ただ し、上記規制措置は、既に存する規制措置の内 容を厳格化する種類のものである上、建築作業 従事者の生命身体に関わる喫緊の政策課題で あったことから、上記一定の期間をそれほど長期 にわたって認めることはできない。これらのことに 照らせば、被告国が昭和54年の翌年である昭和 55年中に上記規制措置を講じなかったことは、石 綿曝露建築作業を行う建築作業従事者との関 係で、許容される限度を逸脱して著しく合理性を 欠くと認められる。したがって、被告国による労働 関係法令に基づく規制権限の不行使は、昭和56 年1月1日以降, 労働者として石綿曝露建築作業 に従事した建築作業従事者との関係で、国家賠 償法1条1項の適用上違法となる。

## 2 被告企業らの責任

(1) 民法719条1項前段に基づく共同不法行為責任

共同不法行為者の責任について定める民法 719条1項前段の規定は、複数人による個々の加 害行為と被害者の被った損害の全部との間に. それぞれ独自に相当因果関係がある場合(加 害行為と損害との間に事実的因果関係があり. かつ、当該損害が不法行為に基づく損害賠償の 範囲に含まれる場合) において、 当該複数人によ る個々の加害行為が同項前段にいう共同の不 法行為に該当するとき(いわゆる客観的関連共 同性が認められるとき)は、当該複数人による個々 の加害行為が単純に競合したにすぎないときと は異なり、 当該複数人による個々の加害行為の 当該損害に対する寄与の割合に応じた減責の 抗弁を許さず、当該複数人に対して当該損害の 全部を連帯して賠償する責任を負わせる趣旨 の規定であると解するのが相当である。 例えば、 複数人 (ここでは2人とする。) のうちの一方の者 による加害行為の損害に対する寄与の割合が6 割で、他方の者による加害行為の損害に対する 寄与の割合が4割である場合には、通常、各人に よる個々の加害行為と被害者の被った損害の 全部との間にそれぞれ独自に相当因果関係が

あると認められるから、この場合において、各人に よる個々の加害行為が同項前段にいう共同の 不法行為に該当するときは、各人の上記寄与の 割合に応じた減責の抗弁は排斥され、各人が当 該損害の全部を連帯して賠償する責任を負うこ ととなる。

そうすると、本件において、被告企業らの民法 719条1項前段に基づく共同不法行為責任が肯 定されるためには、被告企業らの各人が適切な 警告表示をすることなく石綿含有建材を製造し 又は販売した加害行為と、本件被災者らの各人 が被った石綿関連疾患の発症による損害の全 部との間に、それぞれ独自に相当因果関係があ ることを要する。したがって、被告企業らの各人 が製造し又は販売した石綿含有建材がそれぞ れ本件被災者らの各人の下に到達し, 当該建材 に由来する石綿粉じんに曝露することによって 本件被災者らの各人がそれぞれ石綿関連疾患 を発症した事実が認められなければならない。 しかし、その事実は認めることができないから、そ の余の点について検討するまでもなく、被告企業 らに同項前段に基づく共同不法行為責任があ るということはできない。

(2) 民法719条1項後段に基づく共同不法行為責任

共同不法行為者の責任について定める民法 719条1項後段の規定は、複数人による個々の加 害行為のうちのいずれかの者による行為(一人 による行為である必要はない。)と被害者の被っ た損害の全部との間に相当因果関係があり、か つ. 当該複数人以外の者による加害行為はない か. 又は当該被数人以外の者による加害行為と 当該損害との間には相当因果関係がない場合 において、当該複数人のうちのいずれの者による 加害行為と当該損害との間に相当因果関係が あるのかが不明であるときは、当該複数人による 個々の加害行為と当該損害との間にそれぞれ 独自に相当因果関係があるものと推定し. 当該 複数人がそれぞれ自身による加害行為と当該損 害との間には相当因果関係がないことを立証し ない限り、当該複数人に対して当該損害の全部 を連帯して賠償する責任を負わせる趣旨の規 定であると解するのが相当である。

そうすると、本件において、被告企業らの民法 719条1項後段に基づく共同不法行為責任が肯 定されるためには、被告企業らのうちのいずれか の者が適切な警告表示をすることなく石綿含有 建材を製造し又は販売した加害行為と本件被 災者らの各人が被った石綿関連疾患の発症に よる損害の全部との間に相当因果関係があるこ と. 及び被告企業ら以外の者が適切な警告表示 をすることなく石綿含有建材を製造し又は販売 した加害行為と本件被災者らの各人が被った 石綿関連疾患の発症による損害との間には相 当因果関係がないことを要する。したがって、被 告企業らのうちのいずれかの者が製造し又は販 売した石綿含有建材が本件被災者らの各人の 下に到達し、当該建材に由来する石綿粉じんに 曝露することによって本件被災者らの各人がそ れぞれ石綿関連疾患を発症した事実.及び被告 企業ら以外の者が製造し又は販売した石綿含 有建材が本件被災者らの各人の下に到達して. 当該建材に由来する石綿粉じんに曝露すること によって本件被災者らの各人がそれぞれ石綿 関連疾風を発症したことはないとの事実が認め られなければならない。しかし、それらの事実は いずれも認めることができないから、その余の点 について検討するまでもなく、被告企業らに同項 後段に基づく共同不法行為責任があるというこ とはできない。

原告らは、民法719条1項後段の類推適用に 関するいくつかの主張をするが、いずれの主張も 同項後段の上記趣旨からは導き得ない解釈論 に基づくものであって、それらを採用することはで きない。原告らが特に強く主張するのは、同項後 設の要件を満たそうとして、自ら製造し又は販売 した石綿含有建材が本件被災者らの下に到達 した可能性が少しでもある者を全て同項後段に いう共同行為者として特定しようとすると、当該可 能性が極めて低い者まで共同行為者に含まれ てしまう一方で、共同行為者を当該可能性が一 定程度以上ある者に限定しようとすると、今度は、

共同行為者として特定した者以外には当骸可 能性の疑われる者はないことの立証に達しない こととなるという二律背反の問題が生ずるとの点 である。しかし、同項後段の要件は、上記説示の とおりであって、原告らは、自ら製造し又は販売し た石綿含有建材が本件被災者らの下に到達し た可能性が少しでもある者を全て共同行為者と して特定すればよく、そうすれば、今度は、共同行 為者とされた者の側で、自身が製造し又は販売し た石綿含有建材は本件被災者らの下に到達し ていないことその他の自身による加害行為と本 件被災者らの被った損害との間には相当因果 関係がないことを抗弁として主張立証する必要 があることとなる。もとより、原告らがそのように共 同行為者として特定した者の中には、自ら製造し 又は販売した石綿含有建材が本件被災者らの 下に到達した可能性が低いこと等を理由として. そもそも本件被災者らに対する加害行為(権利 侵害に向けた危険性のある行為) をしたことす ら認められない者が多数含まれる可能性が高い (当該者は、共同行為者に当たらないから、上記 抗弁を主張する必要すらない。)。しかし、原告ら が共同行為者として特定した者の中にそのよう な者が含まれていることのみを理由として、当該 者以外の者が負うべき同項後段に基づく共同 不法行為責任まで否定されることはない。以上 に説示したとおりであって. 原告らの主張する二 律背反の問題は生じない。

## (3) 小括

上記(1)及び(2)のとおり、現行の民法719条1 項の下では、原告らの主張する被告企業らの共 同不法行為責任は認められない。

しかし、被告企業らを含む石綿含有建材の製造販売企業らが製造し又は販売した石綿含有建材が、それぞれ多かれ少なかれ、本件被災者らを含む建築作業従事者らが発症した石綿関連疾患のいずれかに一定の関与をした事実を否定することは困難である。また、本件被災者らを含む建築作業従事者らの多くが様々な建築現場において建築作業に従事し、その中で様々な石綿含有建材に由来する石綿粉じんに曝露

したこと、被告企業らを含む石綿含有建材の製 告阪売企業らが適切な警告表示を怠ったため に、本件被災者らを含む建築作業従事者らが石 綿含有建材に由来する石綿粉じんの危険性を 具体的に認識することができなかったこと等の事 情に照らせば、本件被災者らを含む建築作業従 事者らが、自身の石綿関連疾患の発症の原因と なった石綿含有建材及びこれを製造し又は販 売した企業を十分に特定することができないとし ても. それには無理からぬ面があるというべきで ある。加えて、本件被災者らを含む建築作業従 事者らの被った石綿関連疾愚の発症による指 害は、多くの場合において極めて深刻なものであ ることをも併せ考慮すれば、被告企業らを含む石 綿含有建材の製造販売企業らが、本件被災者ら を含む建築作業従事者らに対して何らの責任も 負わないという結論を採ることには問題があると いわざるを得ない。その意味では、民法719条1 項の規定は、このような事案においてこそ、その適 用又は類推適用を認めるべきであるという考え 方にも.傾聴すべきところが多い。

もっとも、法改正の議論であればともかく、現行の民法719条1項の解釈論としては、上記 (1) 及び (2) のとおりの結論を採らざるを得ない。当裁判所としては、国家賠償法に基づく法的責任を負う被告国のみならず、被告企業らを含む石綿含有建材の製造販売企業らが、建築関係企業らと共に、本件被災者らを含む建築作業従事者らの被った石綿関連疾患の発症による損害を填補するための何らかの制度を創設する必要があると感ずるが、これについては、立法府及び行政府による政策判断を待つほかない。

# 3 被告国が賠償すべき損害額等

本件被災者らの慰謝料の基準とすべき額、その減額事由、被告国の責任割合及び弁護士費用の各算定方法に従った具体的な損害額及びその算定過程については、別紙損害額等一覧表の各欄記載のとおりである。本件被災者らのうち、別紙棄却原告等一覧表の「被災者」欄記載の各被災者は、昭和56年1月1日以降に労働者として石綿曝露建築作業に従事したとは認めら

れない。

# 【事実及び理由の要旨(記者用)】

## 1 国の責任

(1) 石綿曝露を原因とする石綿肺に関する我が 国の医学的知見が確立したのは昭和33年であり,石綿曝露を原因とする肺がん及び中皮腫に 関する我が国の医学的知見が確立したのは昭 和48年である。国は,それらの時期において,当 核各医学的知見を容易に認識し得るに至った。 また,我が国の建設現場における昭和40年代以 降の石綿曝露の実態は,客観的には,多くの建設 作業員に石綿関連疾患を発症させる程度に深 刻な状況であった。

もっとも、その当時、石綿曝露の実態が深刻な状況であると問題視されていたのは、主に石綿鉱山や石綿工場における石綿曝露であり、建設現場における石綿曝露は、石綿吹付作業を行う建設作業員に関する石綿曝露を除いては、それほど問題視されていなかった。そのため、国は、石綿吹付作業以外の作業を行う建設作業員(本件被災者ら)に関する石綿曝露の実態が上記のように深刻な状況であることを容易に認識し得なかった。国がそのことを容易に認識し得るに至ったのは、昭和54年である。

(2) したがって、国としては、昭和54年以降、石綿吹 付作業以外の作業を行う建設作業員に関する 石綿曝露防止策 (建設作業員の雇用主に対し て防じんマスクを建設作業員に使用させることを 義務付ける等の防止策)を適切に講じる必要が あった。 もっとも、国が上記防止策を講じるため には、省令の改正や通達の発出等を要するから、 それには一定の期間を要する。ただし、上記防 止策は建設作業員の生命身体に関わる喫緊の 政策課題であったこと等を考慮すれば、国が昭 和54年の翌年である昭和55年中に上記防止策 を講じなかったことは、石綿吹付作業以外の作 業を行う建設作業員との関係で、許容される限 度を超えて著しく不合理であったと認められる。 したがって、以上の国による規制権限の不行使 は、昭和56年1月1日以降、本件被災者らとの関係 で、国家賠償法上違法となる。

#### 2 建材メーカーの責任

(1) 民法719条1項前段に基づく建材メーカーの 共同不法行為責任が認められるためには、その 要件の一つとして、個々の建材メーカーが自ら製 造販売した建材が個々の建設作業員の下に到 達し、その建材から生じた右綿粉じんによって石 綿関連疾患が発症した事実が認められる必要 がある。しかし、本件ではその事実は認められな いから、同項前段に基づく共同不法行為責任は 認められない。

民法719条1項後段に基づく建材メーカーの 共同不法行為責任が認められるためには、その 要件の一つとして、本件で被告とされた建材メー カー以外の建材メーカーが製造販売した建材 の石綿粉じんによって石綿関連疾患が発症した わけではないとの事実が認められる必要がある。 しかし、本件ではその事実は認められないから、 同項後段に基づく共同不法行為責任は認められない。

(2) 以上のとおり、現行法の下では、原告らの主張 する共同不法行為責任は認められない。しかし. 被告企業らを含む建材メーカーが製造販売した 建材が.多かれ少なかれ.本件被災者らを含む建 設作業員が発症した右綿関連疾患のいずれか に一定の関与をした事実を否定することは困難 である。また、建設作業員が自身の石綿関連疾 患の発症原因となった建材及びこれを製造販売 した建材メーカーを十分に特定できないことには 無理からぬ面がある。加えて、建設作業員が発 症した石綿関連疾患の症状は、多くの場合にお いて極めて深刻なものである。これらの事情を 考慮すれば、法的責任を負う国だけでなく、建材 メーカーも一緒に、建設作業員が被った損害を 補填するための何らかの制度を創設する必要 があると感じるが、これについては、立法府及び行 政府の政策判断を待つしかない。

## 3 国が賠償すべき損害額

本件被災者らの慰謝料の基準とすべき額、その減額事由、国の責任割合及び弁護士費用の 各算定方法に従った具体的な損害額及びその

# 建設アスベスト訴訟札幌地裁判決

算定過程については、別紙損害額等一覧表の各欄記載のとおりである。本件被災者らのうち、別紙棄却原告等一覧表の「被災者」欄記載の各被災者は、上記1(2)の昭和56年1月1日以降に石綿曝露作業に従事したとは認められない。

# ※編注:基準慰謝料額

死亡(石綿肺・肺がん・中皮腫) 3000万円 肺がん,石綿肺管理区分4 2700万円 石綿肺管理区分3・合併症あり 2400万円 慰謝料の減額理由

- ①石綿肺又は肺がん-責任期間内石綿曝 露建築作業従事期間が10年に満たない部 分が1年に達するごとに1割相当額を減額
- ②喫煙歴-肺がん罹患者のうち喫煙歴がある者については、一律に1割相当額を減額被告国の責任割合 3分の1弁護士費用 1割

# 声明

2017年2月14日 北海道建設アスベスト第1陣訴訟原告団 北海道建設アスベスト第1陣訴訟弁護団

- 1 本日、札幌地方裁判所民事第1部(内野俊夫 裁判長)は北海道建設アスベスト第1陣訴訟(原 告数33名被害者25名)において、国の責任を認 める原告勝訴の判決を言い渡した。
- 2 本判決は、建設作業従事者の石綿被害について、国は、遅くとも昭和56年1月の時点で、防じんマスクの着用や適切な警告表示を義務付けるなど、新たな規制措置をとるべきであったとし、国のこのような規制権限不行使は、法の趣旨・目的に照らし、著しく不合理であり、国賠法1条1項の適用上違法であると認定したものである。
- 3 建設作業従事者のアスベスト被害については、現在、札幌地裁を含めて全国で3高裁(5事件)・5地裁(5事件)で裁判が闘われているが、国は、これまでも、東京地裁判決(2012年12月5日)、福岡地裁判決(2014年11月7日)、大阪地裁判決

(2016年1月22日)、京都地裁判決(2016年1月29日)において、いずれも建設作業従事者の石綿被害に対する責任が認められ、厳しく断罪されている。

今回これらの判決に続き、札幌地裁において も国の責任が認められたことは、建設作業従事 者の石綿被害に対する国の責任が、もはやゆる ぎないものとなっていることを示している。

- 4 もっとも本判決は、昭和55年以前に就労していた原告については救済を拒否したが、石綿粉じんが重篤な疾患を引き起こすことは早くから知られていたのであって、この点での判断は不当である。とりわけ福岡、大阪、京都の各地裁よりも責任開始時期を後退させたことは許しがたい。
- 5 また、本判決は、被告建材メーカーについて 責任を否定したが、建材メーカーは、自ら製造・販 売した建材について危険性の警告を怠ったばか りでなく、業界団体ぐるみでアスベストが安全で あるかのようなキャンペーンを行い、あるいは共同 で国に働きかけて規制に反対し、アスベスト建材 を大量に流通させて巨額の利益を挙げてきたの であって、建材メーカーの責任が厳しく問われな くてはならないことは言うまでもない。

昨年1月29日、前記京都地裁判決は、かかる 事実を直視し、建材メーカー9社の共同不法行 為責任を認める判決を言い渡しているが、本判 決のメーカー責任を否定した判断は、この流れ に反し、深刻な石綿被害の真の加害者を見誤っ たものであり、到底容認できない。

6 国は、本判決により5度も責任が明確にされたことを真摯に受け止め、一日も早く被害者全員を 救済する「建設石綿被害者補償基金制度」を 創設すべきである。

我々は、全国のアスベスト被害者と連帯して、 建設作業従事者すべての石綿被害に対する国 の責任を明らかにし、さらには、石綿含有建材が 重大な被害をもたらすことを認識しながらその製 造販売をし続けた被告建材メーカーの責任を明 かにするためにさらに全力を尽くすことをここに 決意するものである。

NF